

## 第3回北広島市行政構造改革委員会会議録

と き：平成15年9月30日(火) 16:00～

ところ：北広島市役所 本庁舎 2階会議室

出席者：横山委員長、小山委員、谷本委員、佐藤委員 欠席者：安田委員

説明者：下村企画財政部長、三上企画財政部理事、

政策評価推進チーム：高橋班長(企画調整課長)、浜田主査

市民参加・協働推進チーム：木村班長(まちづくり推進課長)

桜井主査、折原主査

財政健全化推進チーム：佐藤班長(介護保険課長)

補助金・交付金検討部会：佐藤班長兼務、八町主査

受益と負担検討部会：川幡部会長(市民課長)、田中主査

財源確保の方策検討部会：安富部会長(税務課長)

民間活用(PFI)・コスト縮減検討部会：児玉部会長(都市整備課長)

行政運営システムの改革推進チーム：三熊班長(総務課長)

行政の守備範囲・民間機能活用検討部会：石井部会長(下水道課長)、村上主査

行政組織・職員定数・人事制度検討部会：青山部会長(管理課長)、木下主査

行政サービス向上方策・人材育成手法検討部会：広吉部会長(芸術文化ホールセンター長)、道塚主査

企画調整課：中村主査、花田主任

傍聴者： 1人

〔事務局からの議案説明は省略〕

### 委員長

では、事務局から議案の説明をいただきましたので、最初に政策評価推進チームと市民参加・協働推進チームの報告に対しての質問あるいは意見等がございましたら、まず出していただければと思います。よろしくお願い致します。あるいは、聞き漏らした点などについても一向に構いませんので、ご質問いただければと思います。

### 委員

市民参加・協働推進チームですが、後で見えていくと全部、市民参加と協働推進にかかってきます。歳出を削減するには市民参加を通じて、無駄な事業を排除していく。市民が参加してあるいは協働作業するということを通じて、全体の財政全般を改善していくという話だと思います。これだけを取り出して、さあ、市民参加ですから、協働チーム何かやりなさい、といっても全部やるのではないかという感じがするんです。

つまり言いたいのは、受益と負担の関係を明確にして、同時に無駄な公共事業を排除し、公共事業の削減を図り、財源の確保も図っていく。例えば除雪の事業では、札幌市でもやっている地域の住宅街に近い除雪は町内会で負担してもらう形で財務を確保していく。通常の感覚の一例として、市民参加を通じて除雪の一部を負担してもらう。市民参加というのは結局、町内会などを通じて財源を徐々にみんなに負担してもらって、財源を何とか削減していきながら有効に活用していくと。つまり、後のもののほとんどに全般的にかかっていくという、構造があると思うんです。だから、その辺を市民参加・協働推進チームがものすごく重要というか、地方自治の核心みたいなところなので、そのこのところをもう少し目的を上手く構成していくと、かなり重要なチームになるのではないかという感じがします。

## 委員長

それと少し関連して、どういう点が、なかなか認識の点で一致できないか。そもそも市民参加ということ自体が、あまり頭になかったのか。あるいは市民参加といった時に、いろんな見方ができます。それで特に今、NPOというものがあるんですが、つい先週の金曜日にアメリカの領事館で、アメリカの方がNPOについて講演しまして、私はそこでコーディネーターをしたんですけども、行政に使われるようなNPOでは駄目なのではないか。やはり市民参加の上で自立していないと、むしろ対等で行政ができないところをやるんだと、貧民救済みたいなことをやっているNPOの方がニューヨークからアメリカ領事館にいられていたんですけども。

ですから、対等な関係があって初めて市民参加とか、そういうことが言えるんだと、大体そのようなニュアンスの発言があったんです。行政が今、市民参加の一方で、安上がりで使いましょう、という考え方があります。そうではなくて、やはり行政がこの事業をやるよりは、市民がむしろ中心にやった方がいい事業もある、という積極的な意味で使う場合もあると思うんです。ですから、その辺どうなのかと。例えば、図書館なんかの業務をNPOに任せるといものがあります。単に安上がりでやります、図書館の仕事自体は行政のマニュアル通りにNPOはやって下さい、というような安上がり行政でやりましょうというものと、むしろそうではなくて、図書館なんかの読み聞かせの会などを行っている主婦グループもあり、そういった人達がむしろ図書館の仕事をやった方がいいのではないかと。そうすれば、もっと行政が図書館の仕事をするよりも、いいのではないかという形で、積極的な意味でNPOを活用する。おそらく、そういった市民参加というのも、概念的にも非常に分かれるところもあるかと思うんですけども。どんな感じで議論されたのでしょうか。

## 事務局

委員からいろいろあった話の部分でございますけれども、確かに市民協働が結果的にこ

れからのいろんな行財政運営を支えていく。お互いにそれを分かち合うということでは、非常に全般的な項目に関わりがあるということは当然のことです。ただ、この中でご議論いただきたい点は、特にこれからの地方分権化時代の中で、国のくびきが外れ、団体自治がある一方では確立された。しかしながら市民自治が未解決だという部分が残っている中で、地域を担う2つの行政側と市民という、もちろん市民の中には企業ですとか、いろいろな構成要素が入っているわけですが、そういった方々と協働して自治を作っていくのか、市民と行政との協働のあり方の形をどう作っていくかの議論をこの中でしていただきたいということでもあります。

その前段で、やはり市民に参画してもらおうという中では、いかに情報を的確に出していくかという部分では、今までの行政のやり方は、これは言い過ぎかもしれませんが、自分達の都合のいい情報は出すけれども、都合の悪い情報は出さないとか。政策形成過程の中では、参画いただいている。部分的にはいろんな形の中では市民参画ということも当然やってきてございますけれども、ただ、そういったものが制度的にきちんと行政として、どうやっていくのかまだ確立されていない部分がございますので、そういった点では、まず前提となる情報の共有化のためにどういう方策を取ればいいのか。

それから、市民協働の中ではNPOの問題。先ほど委員からもお話がございましたけれども、NPO等との絡みの中で、NPOにこれからこういった役割を担ってもらうのか。もちろんそれは、市民の視点の中ではファクターとしては、例えば自治会組織、町内会組織など総じて自治を担う主体として、お互いにどういう役割分担をすればいいのかという整理と、それに向けたシステムづくりをどうするかという部分があります。それと、その前段にあります、情報をどうやって出していくのかということについて、この部会の中では議論していただきたいということで、我々事務局としては考えております。

あと、詳細等については担当から説明いたします。

## 委員長

はい。どんな感じだったんですか。部会の中では、やはりなかなか意見が一致しないという認識ですね。市民参加とか言った時の。

## 事務局

今、委員からもお話が少しありましたけれども、市民が参加することによって、行政的な費用ですとか権利義務の役割分担という部分で、行財政的にはすごくプラスになる部分があるのではないかと、という認識がある一方で当然市民参加となれば、非常に手間隙、時間、お金もかかる。それをかけても、市民参加を進めて行くということに意義があるのではないかと、という面もあります。当然、理念の問題もありますけれども、両方の面から見ると、お金の部分だけで見ましても相反するような部分があります。短期的なやり方と長期的な見方では、相当取り組み方が違うのではないかと。

それから、先ほどの行政におけるNPOのあり方の部分では、結果的に行政の下請けみたいに使ったり、この委員会もそうですが行政が免罪符的に使ってしまうという風にワークショップをやりましたよ、という形で市民を集めて、全部行政側がほとんど答えと同じようなものを用意して、一応そこに目を通していただいて市民が了解していただいた事項です、というような捉え方もありうるわけです。そのような議論の過程の中で、そもそも今の時点で市民がそんなに市民参加を望んでいるのか、というような議論も出てきて、今の市民の理解度、というのと言葉は悪いですが、要求度というのは一定の税金を払っていて、これだけ非常に切迫した時代の中で、税金を払っていて行政が自分達市民に、そう面倒をかけないでスムーズにやっていただき、ある程度満足度が高いことをやっていただければ、わざわざ市民参加の形を取らなくても、市民が願っている行政目的は達しているのではないだろうか。それを市民に無理やりいろんな形で参画してもらおうというような事態を、本当に市民が望んでいるのだろうか。今後の行政の、今の分権という時代を背景にして、先ほど事務局からも説明があった、いわゆる住民自治、直接民主制。そういうものを一つ一つ実現していくことが市民にとっての財産になる、という理念が、それぞれ職員にあったとしても、本当にそれは市民が今の時点で、望んでいる分野なのだろうか。もし、今の時点で望んでいるとすれば、例えばどういう分野から手をかけていくことによって初めて、本当の意味での市民参加が進めていけるのだろうかとか、いろんな多岐にわたった議論が出てまいりまして、これはこちらに文章化しておりますけれども、一人一人がもう一度、市民参加というものをどう捉えているのか、職員自体がそういう部分を押さえなおして、もっとそこを喧喧諤諤<sup>けんけんがくがく</sup>と議論をしていかなければ、班としてのチームとしての目指すものが出てこないのではないのではないだろうか、ということで多少暗礁に乗り上げてしまった部分があるかと思っています。

ただ私個人としては、先ほど少し出ていました市民参加の部分と費用の問題を考えた場合、私の担当でいくと、広報関係を持っているんですけども、北広島市の広報というのは、市が持っている行政の情報を市民に知らせていく。または知らせたいこと、知っておいただきたいことを市のペーパーとして提供しているというのが、今の市の広報のあり方なんです。そういうスタンスの広報のレベルとしては、非常に道内的には高いと思っているんですけども。それが例えば恵庭市あたりは、どちらかというと、市民が知りたい情報を中心として編集していくという方向に捕える方法も一つあるんです。それらを兼ね合わせた時に、例えばNPOというような考え方で、市民が市民自身で、広報を市の代わりに作っていく。それで、市の行政として知らせていきたい情報、また、市民が市民の立場で行政取材して広報に載せていく。それと同時に、年間4,5千万円の費用がかかっていますので、NPOの形の中でもっと効率的にやっていただくことによって、費用が縮減する可能性はあるし、それが直接民主制に結びついていく部分があるのではないだろうかとか、今、集まっている範囲の個別の具体的なテーマを持ち寄りながら、業務一つ一つのあり方を詰めていく中で、この市民参加とか、協働というものが見えてくるのではな

いだろうか、私個人としては、今後そのような求め方を班員に対して、それぞれの仕事の点検の見直しをする中で、そういうものはどうだろう、という議論をしていきたいとは思っております。

### 委員長

ありがとうございました。やはり、今までの行政スタンスではなかなか行かない領域ですから、そういう面でいうと、今は本当に自治体の職員の人も新しい観点が求められるという時です。ですから、そう簡単に職員のみなさんの意見が一致するという風にはいかないと思いますので、むしろ喧喧諤諤<sup>けんけんがくがく</sup>の議論をやって、本音の議論をやって、徐々にまとめていっていただきたいと思います。

### 委員

これから5年、10年の長期計画を立てる上で、私は、市民参加というのが本当に日本中どこの市町村でも認識できるのは、総務省が、「もはや地方交付税での各市町村の自治体の財源を保証しない。そして、わずかばかりの金を地方交付税で渡して、あとは各市町村が地方分権だといって生きていきなさい。」それで、それがどういう名前で、例えば「道州制」という名前で切られるのか。何故、切られるのか分からないですけども、ある日突然三行半を下され、あとは地方分権だという美しさだけをもらう。もう住民から税金を取るしかないといった時に初めて、本当の市民参加の形で、みんなが目の色を変えて、税金を払うからこういうものを造ってくれ、とみんなが血眼になって言い始めた時、市民参加が生まれてくる。

だから私が期待するのは、市民が今のように非常に幸せで、市には何も言わなくても、一定の税金を払っていると、ある一定の公共サービスが受けられるから、市民参加の議論があまり進まないというよりは、これから5年、10年を見据えて、修羅場がくることを考えて、修羅場が来た時に本当にどういう市民参加が必要かというような、ある程度、修羅場を考慮して作成していった方が、案としては長期的には生きてくるのではないかなという感じがします。

### 委員長

この間は、やはり市民の成熟というのがあるんですね。以前ですと市民の活動というと、やはり公害反対運動とか、右翼反対運動の形の抵抗型市民運動が一方にあって、そうでなければ、住民のボランティア活動とか行政補完型のボランティア活動みたいのものが、もう一方にある。ここ10年、15年位の間に出てきているのは、もう少し政策創造型というか、市民参加型の市民活動が出てきている。だから、NPO法みたいなものができてきたというような一連の流れがあります。ですから、行政は、やはりそういった市民活動と議論もしていかなければならないし、また、対等に向き合っていないといけないという

政策の中で、それを大いに生かしていかなければならない。こういう時代に入っているのではないかと思うんです。そういう流れの中でももちろん財政再建というのも、大事な視点ですけども、おそらくそれだけではないような問題が、そこには相当あるのかなと思います。いずれにしても、<sup>けんけんがくがく</sup>喧喧諤諤の議論をしながら、まとめて行って欲しいと思うんですけれども。

ところで、この先進地事例はどこに行かれたんですか。

### **事務局**

この班では行っておりません。地方分権研究チームが行きました。

### **委員長**

先進地事例はどこだったんですか。

### **事務局**

大和市ですとか、志木市ですとか、太田市ですとか、小田原市ですとか、色々に行きました。

### **委員長**

結構、行かれたんですか。

### **事務局**

いろいろな研修制度を使いながら。

### **事務局**

残念ながら、この班と一致していないんです。

### **事務局**

報告書の中では、ちょっと書き込んでいますけれども、今はもうありませんが、地方分権研究チームがございまして、その中で「市民参加条例」の部分も検討してきておりまして、それを下敷きに今、議論をしていただくということも考えております。その中では、それぞれの推進チームの方々4人ほどが先進都市に行って、視察をして来ているというような実態もあります。

### **委員長**

なるほどそうですか。何か、野田市が面白いみたいですね。NPOに対して、随分補助金も出すんですけども、やはり一定の期間でも引き上げてしまう。3年ぐらいやったら、

かなりやれるでしょう、という感じでやっているみたいです。そうするとNPOの方がむしろ継続を要望しても、そこでいったん切りますよ、というようなことをやっているらしいです。

それはそれとしまして、どうでしょうか。政策評価推進チームと市民参加・協働推進チームについて他にご質問は。

#### **委員**

市民の行政参加。これは切り口によって、どうでもなるすごく難しいことなので、それはちょっと置いておいて、先ほどアンケートを調査された。これは職員ですか。

#### **事務局**

そうです。521人を対象にしております。現在73%くらいの回収率です。ですから、もう少し回収率を高めたい。

#### **委員**

これはぜひ100%をしていただきたい。全てに通ずるんですけども、市役所の職員の意識改革がないと全部駄目です。これはポイントになるところなので、どんなアンケート項目なのか知りたい。これによって、方向がえらく変わってくるという話で。

#### **事務局**

後ほど、お配りいたします。

#### **委員長**

おそらく次回の会議には、結果も含めて出てくるんでしょう。

#### **事務局**

結果は出ます。次回の10月にはもう出ています。その時でいいですか。

#### **委員**

結構ですよ。せっかくやるのなら注文として、例えばアルバイトの人とか非常勤とか全部やった方がいいです。

#### **事務局**

一応、正職員を対象にしていますので。

#### **委員**

バイトの人は面白い意見を言いますから。正職員と違った目で見えていますから。

## 事務局

そうですね。それは別途検討させていただきます。

## 委員長

それでは、まだたくさんありますので、財政健全化推進チームに行きたいと思います。財政健全化推進チームの4つの検討部会について、出していただければと思います。

## 委員

一つ質問なんですが、補助金のところで134件で、4億6,800万円。これは一般的に通常、このくらいの規模の市町村で多いのか、少ないのかという質問です。北広島市として、特色的なところはあるのかどうか。もし分かったら、教えて欲しい。

## 事務局

単純平均の数値でいいますと、平成12年度決算の部分の中で経常費の中に占める補助費の割合は、一定率ですけれども、全道の平均の比率は8.3%ですが、当市の比率は3.8%。比較的新しいまちということもありまして、昔からの「引きずり補助」といった部分は、北広島市は少ない方で逆に道央圏のところの比率は、札幌市を除くと全体的に低くなっているようです。

## 委員長

やはり古いところだと、いろいろな団体に対しての補助などが出て来るんでしょうけども。

## 事務局

事業として、例えば農業のウエートの高い市町村は、農業補助金が市を經由する補助金として、多くなりますし、漁業もそうですけれども、まちそれぞれの特色によって出てきます。北広島市は比較的第3次産業的なまちの部分も多いものですから、こういった部分では補助費は少ないのではないかと思います。

## 委員

ベッドタウン的な色彩があるということですか。

## 委員長

産業構造によっても規定されるということですね。

## 委員

では、特色的な補助金はあまりないということですか。



## 事務局

ないですが、やはりずっと継続している補助金が、現状を言いますと、私どもは人事異動でぐるぐる変わります。そうすると各団体はずっと恒常的に残っていますから、大体前年をベースに、というスタンスからスタートしているのが、実態的に全てといいませんが、そういう補助金があるのも事実なわけですから、そういった部分も含めて全体的に見直しをする。どこかで一度踏み止まって整理をするという部分で今、検討部会の方でいろいろと検討しております。

## 委員

補助金事業は事務事業評価の対象には、ほとんどなっていないのでしょうか。

## 事務局

今年度は、先ほど言いましたけれども、約500事業のうち半分の事業を評価しております。補助金は補助金部会でやっているものですから、同時に政策評価でやるとなりますと原課の方も大変ということで、明年度以降の補助金については対象にしたいという形で考えております。

今年度は基本的に補助金に関しては、政策評価の範囲から外してやらない半分の方に入っています。

## 委員長

先ほどの野田市のように、「補助金は出しますけど期限を区切ります。」ということもありますので、そのような取り組みも非常に大事になると思いますけれども。

## 委員

補助金にも色々ありまして、先ほど話に出ました農業をやっている人に対する何千万円の補助金から団体に対する10万円程度の補助金まで幅広いと思うんですけども。その辺はどのような分類になっているのか。今、ちょっと聞いていると政策評価しないと言うので。例えば、億単位の補助金。事業に付随する補助金です。これを評価しないという意味なんですか。

## 事務局

今年度の250事業の評価の中には、今年から、直ちにフルスケールで動き出すというのは実態的には難しいということで、平成15年度の評価をしているのは、全事業の半分を政策評価の対象にしているわけです。残りの半分は明年度評価の対象にしています。今年度の評価した245事業の中には、補助金の部分は今年度入っておりません。補助金関係の評価については、明年度に本格的に政策評価をして実施をしていこうと考えており

ます。

## **事務局**

今、補助金交付金部会で現状の補助金が、先ほど説明した内容でどのように分類されていくかということで、いわゆる報告書的なものは作り上げて、みなさんにもお示したいと考えております。

## **委員**

行財政の構造改革ですから、今よく言われている無駄な公共事業の補助金は多いですよ。無駄は別として、公共事業に対する補助金をターゲットにしない限りは、財源の確保にはならない。だから、事業費補助金の大きいものにどんなものがあるのか。この論調でいくと、団体に対する補助金みたいなイメージが強いものですから。

## **事務局**

4億6,500万円ですので、億単位の補助金はなく、かなり細かい部分での補助金、交付金という状況でございます。

具体的な内容については、次回の時にある程度、報告書という形でお示しさせていただければと思っています。

## **事務局**

いわゆる補助金、交付金と言われる部分については、すべて一応点検、検証した部分で、次回に整理をして提出をしたいと考えております。

## **委員長**

よろしいでしょうか。あと、どうでしょうか。

## **委員**

5ページ目に財源確保の方策検討部会で、今後の方向性の項目を見ると、企業を招くという発想がないのか、説明での標準税率以外の税率による課税(超過税率の採用)ですが、今後の方向性では超過課税を採用していきたいと書いてあるんです。それと、住民に対する課税なのか、企業に対する課税なのか。

企業というものを招いていこうとする。ただ招いたとしても、企業に超過課税を強く求めると、やはり逃げている形がある。そうするとその辺、企業というものをどう考えているのか。企業の位置づけです。今後の財政を確保していく上で、企業というものをあるいは、法人をどこに位置づけているのか、というのを聞きたいんですけども。

## 委員長

今、工業団地自体はもう満杯なんですか。

## 事務局

昭和43年に道営北広島団地ができた時に、いろんな形で発展してきたんですが、それはどちらかというと、人口ベースの部分がありまして、同時に職住近接の位置づけの中で、工業団地の造成の部分をやってきています。4回事業を実施しまして、一部企業の転売はありますけれども、概ね完売をしているという状況です。延べで、400ヘクタールくらいはあろうかと思います。

北広島市の税の収入構造ですけれども、20年ほど前までは市民税と固定資産税が同じだったのが、今は固定資産税が多い。やはり企業の資産に対する課税の部分が、かなりウェイトで占めているというのと、基本的に造成したコストは分譲価格に跳ね返っていますので、結果的には進出してきてくれた企業が税収に与える影響は非常に大きいものがあります。今後もそういう方向を貫いていこうということで新工業団地構想の検討を行っていますので、今、委員がおっしゃった通り、人口のみならず企業とか産業の部分に対する、いわゆる招く姿勢については部会の中で取り入れて、その方策についても検討してまいりたいと思っています。

## 委員長

なかなかここは一番難しいところで、簡単に法定外税にしても超過税率にしても、現実に市町村で超過税率を出しているところは、そんなに多くないですね。やはり個人にはなかなか出せない。法人に課す場合はありますけれども。ですから検討されながらも、非常に悩ましい部分なのではないのかなと思うんですけれども。

## 事務局

最後にお話がありました超過税率の部分ですが、市の場合ですと法人市民税があるんですが、これについては制限税率一杯を使っているということですので、超過税率といえば、いわゆる個人負担。個人市民税もしくは固定資産税そういったものに対して、超過税率が適応できるかどうか。できるとすれば、そのあり方、そういったものを今後、詰めていきたいということでもあります。

それから先ほど工業団地ということで事務局から話がありましたように、現在北広島には、大きく分けると5つの工業団地がございます。ほぼ売れておりまして、今後新たな工業団地を造成しようということですので、当然、私どもの中でも工業団地進出企業に対して、助成金制度も条例の中でもありますので、企業誘致という部分では今後ともずっと続けていくことになろうかと思います。

ただ、転入者を増やす部分では、例えば新しく工業団地に企業が立地した時に、その従

業員の中に市民が何%かそれ以上含まれていたら、その部分の助成をもっと増やそうじゃないか、納税義務者を増やす部分では、そういったことも考えてはいいのではないか。ちなみに、今現在、工業団地で勤めていて市内に住んでいる方を推計しますと、大体その方々の個人市民税と、固定資産税は、2億8,000万円くらいの歳入がある。税収としては上がってきているのではないかといった推計もしております。

### **委員長**

ちょっと質問したいんですが、収納率の向上対策というところで、税金のことが出ているんですけども、使用料とかそういうのは考えないんですか。例えば保育料だとか。保育料の未納者は多いでしょう。

### **事務局**

委員長のおっしゃる通りで、公営住宅の使用料ですとか、保育料、そういったものの収納対策もやはりきちんとやっていかなければいけない。全国の自治体の中では職員にその未納分を負担させるところも今、出てきていますので、そういうことにならないように当然考えていかなければならないと思っております。

### **委員長**

なかなか大変なことなんですけれども。どうでしょうか、あと他には。

### **委員**

公募型補助金を検討する。これはイメージとして、どんなことなんですか。

### **事務局**

どの範囲を公募の補助金に持っていくかという課題がありますが、今いろいろなNPOが一生懸命活動しているなど、主体的に動く団体に対して生産的に誘導すべきものであれば、補助金として交付してもいいのではないかという発想の中で、こういったものも一つの検討課題として受け止め検討していきたい。今の段階はその程度です。

### **委員**

今までと同じことではないですか。今までのやり方とどこが違うんですか。今までも補助金を欲しい人が、補助金をいただきたいと申請します。それで行政が必要かどうか判定して、これは行政に役立つから半分補助してやろうとか、1割やろうかということではないんですか。それと、今の公募型補助金のどこが違うのかよく分からない。

## 事務局

この公募型の補助金というのは市民参加による第三者機関で交付するかどうか審査をしてもらおうというものです。

## 委員長

おそらく想像するに、市民団体があって、補助金をこれくらいの金額を用意しておきます。例えば市民団体の活動について50万円とか、100万円を1年間出します。ですから、応募してくださいということですね。そして、応募した時に第三者の機関で評価をして、応募団体10あったうちの3つに出しますとか。そういうことですよ。

## 事務局

そういうことです。全ての枠組みに入れておいて、市民参加で補助金を決めていこうというシステムを今、検討している段階です。

## 委員長

多様な市民団体がありますから、もしそういう補助金を作るのであれば、やはり第三者機関による客観的評価の方がいいかなと思いますけれども。

あと、どうでしょうか。

## 委員

いろんな税とか使用料の未収金の対策はやっているのか。それともう一つ、減免しているもの見直しはどうするんですか。

## 事務局

先ほど総合体育館、芸術文化ホールとかいろんな施設の使用料は、かなりの部分で減免になっています。それから地区会館においてはほとんど無料で利用している。ですから当然減免の条文も見直しをして、検討させていただくということで考えております。

## 事務局

税務の減免ということで今現在行われているのは、前年度の収入金額と、例えば失業した時に今後見込める収入金額の差において、生活困窮者の減免をしているという状況です。

それで今、税務課では、生活に困窮したという言葉で定義されているんですけども、その生活の困窮には基本的にどういうケースがあるのかの洗い出しをしております。ある程度、基準を細かくして、その中から本当に困っている方については税の減免を行うという制度の見直しをやっている最中でございます。

## 委員長

どうでしょうか。PFIの方なんですけれども、PFIというのは本当に最近新しい動きなんですけれども。やはり、PFIに向いている建物と向いていない建物があると思うんです。どういう風にお考えになっていますか。検討部会の方としては、そういう議論はないですか。

## 事務局

先ほども話をしましたが、まずは導入の可能性の調査から始めていこうと考えています。これから市の公共施設ということで建設が予定されているものについて、PFIの導入がふさわしいか、ふさわしくないか、そういうことはまだまだ勉強していかなければならないかなと思っています。それで、札幌市等がいろいろとPFIでやられているということがあります。それと基本方針も持っているというようなことを聞いています。やはりその辺はいろいろと情報収集とか勉強もしながら、取り組んでいかなければならないと考えています。

北広島市では事例が今までなかったものですから、その辺はある程度のものが想定できれば、そういう施設を想定した中で具体的な検討とか、取り組みをと考えている段階なんです。

## 委員

想定しているものというのは、あまりまだ具体化していないんですか。

## 事務局

PFIが一般的に言われているのは、建設コストが安いことももちろんあるんですが、運営という部分に民間のノウハウが入ることによって、トータルのコストが安くなるという考え方なんです。ですから運営に民間の経営理念が入るものは、ある意味で限られてしまうわけです。そうすると例えば北広島市で西部小学校の移転改築を検討する時に、文部省の基準どおりにつくる学校に民間の経営の論理が入らないということからすると、なかなかPFIは、なじまない部分があって、今全国でやっているのは、いわゆる公共施設に何らかの付加価値をつけて、そこに民業が入るような施設をつくるということをやったり、ゴミの焼却施設はまさに経営そのものですので、そういった部分が全国でやられたりといった状況であります。たまたま当市に具体的な対象事案がなかったということで、今までは実施に向けて具体的な検討は行っていません。

## 委員長

ふさわしいもの、ふさわしくないもののが、どうしてもあると思うので、十分検討していただきたいと思います。

## 委員

今聞いた限りでは、PFIというのは経済学で準公共財といいます。料金収入が見込めて経営がやっていけるものです。ただ、義務教育はやはり公共財なので、そもそも合わない。公的な性格を見ながら、葬祭場とか収入が必ず入ってきて、ある程度経営ができ、民間でもやっていけるというものですよね。だからそこが難しいところです。

## 委員長

学校は難しいですよ。学校は公共財ですから無理ですよ。学校も複合的な施設に移動すれば、可能性があるかもしれませんが。

## 事務局

全国では、規模の小さいところでは上越市あたりが、古くなった民の建物を買い取ってそこに市民プラザをつくって3分の1は民業が入って、そこで仕事と、営業を行いながらやっているような施設ですけれども。このように何かと何かの併設だとか、そういう付加価値をつけるという何らかの方法をしないと、結果的に20年サイクルでバリューフォーマネーの部分が出てくる現状にはなかなかならないような状況ですし、従来方式と比べてその効果を全部検証した上で、こっちの方は有利だ、という形の中で行かないとスタートしないんです。ですから、やはり民において当然できるだろうといわれる準公共財などが対象になるのかなと思います。

## 事務局

お話にあった準公共財のところなんですけれども、私はその部分が前から分からなかったんですけれども、その部分をこの場を借りてご説明願いますか。

## 委員

ですから、料金収入が入るものですよね。素朴には公共財というのは、道路とか義務教育とか完全に税金が負担して、あとは何も求めない、何も収入が入ってこない。ただ、準公共財というのは公共的な性格を帯びているけれども料金収入が期待できると。払わなかったら、駄目だということです。そういう意味で高速道路とか、あるいは水道料金も入ると思いますけれども、公共性はあるけれども、料金を払わないと駄目になる。義務教育だったりすると、何にも対価も落とせない。税金で全部やった場合は公共財になります。必ず料金収入が入ってくるという性格を帯びたものです。

## 事務局

分かりました。

## 委員長

後はよろしいでしょうか。

## 委員

当市の遊休資産の実態把握というところがありますが、遊休資産とはなんのでしょうか。参考までにお聞きします。

## 事務局

市の建物で遊休資産は全くありません。土地の遊休資産につきましては、大小合わせまして、20カ所位あります。一番大きいのが1ヘクタールぐらいの規模の部分があります。今、実態的に言いますと、地域でいろんな活動をするのに使っている部分と、全く遊んでいる部分と、将来利活用する部分と、それから公共事業の中で、残地として残っている100坪程度の部分とかいろんな種類がありまして、それぞれ維持管理をしております。

この中で言っているのは、特に100坪レベルの話で将来使わないのは、市役所で持っているよりも、売却した方が固定資産税も入りますし、そこで家が建てば全く違いますし、そういった中での経済の波及効果もあるわけで、そういった部分の処分を考えてみてよいのではないかと、ということであります。

## 委員長

100坪単位のものは虫食いの的にあるわけですか。地域的にいうと、どういう所にあるんですか。

## 事務局

単純にいうと、もともとの区画整理などによって残った部分でありますとか、公共用地取得の残地補償で最終的にそこに土地が残ってしまったといわれる物件が100坪前後で、5宅地か6宅地ぐらいあります。

## 委員

逆に、大きくて利用を考える必要がありそうなものはどこにありますか。

## 事務局

例えば、遊休で典型的なのは教育研修センターの横に、平らな土地が約1ヘクタールあります。以前はふるさと祭りを行ったいわゆるイベント広場と称してはいますが、実態的には遊休状況になっております。北広島高校の奥側にある駐車場に使っている土地も遊休です。先生のお近くでいうと、ピーエス工業の寮の裏と熱エネルギーとの間に更地があります、あれも市有地です。



## 委員

駅西口前の駐車場などはどうなのでしょう。

## 事務局

あの土地は遊休ですけれども、あそこについては将来の公共用地ということです。たまたま遊休になったのではなく、最初から目的をもった土地で、今は遊休になっているという状況でございます。

## 委員

それは土地開発公社かなんかの土地ですか。

## 事務局

市有地です。

## 委員長

では、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして行政運営システムの改革推進チームというところで、3つの検討部会がございます。まとめてご質問等ございましたらどうぞ。

## 委員

7ページですが、これを見ると経済学の人を読んだ時、上の部分にかなり抵抗があるのではないかと。まず排除原則は、ただ乗りを排除することだと言っておりますが、通常の経済学では別の特定の消費者を公共財から排除しないといったものが、排除原則となっております。ただこの場合、特に強烈なのは最後の一文で、基本的に料金を徴収できる分野はすべて民営化が可能であるとの考え方によります、と。これは経済学の人を読むと、かなりびっくりします。それであれば、例えばいろいろな所に補助金を出しているのは廃止すべきではないのか。例えば医療機関とか、環境問題に対して補助金を出しているのはある程度の収入があり、そういうところは料金があるのだから、排除するべきではないのか。経済学でいうと、先ほどの公共財と準公共財と普通の民間との3つに分けた場合に、この場合だと準公共財は存在しない。完全に民営になるということを言っているわけです。日本道路公団のように今の空気では、小泉改革だと拍手拍手とわくかもしれないけれども、基本的な経済学の考えは、市場メカニズムは完全ではない。つまり、政府がやっている道路や義務教育は公共財だ。あと民間がやっているのは、市場メカニズムに任せればいい。しかし、現実にはその間があって、市場メカニズムではできないんだけれども、何らかの補助金、財政を通じて、その機能をうまく果たしていく役割は現実にたくさんある。それが、ある意味では例えば中小企業に対する補助金とかだと思うんです。

つまり、ある程度望ましい産業を一生懸命がんばっているのは、将来性がある所に補助金を出してやって行って、そしてそこにはもちろん料金収入がある。しかし、将来の望み、あるいは昔の通産省だって、やはりある産業を支えていく。そうすると、非常に将来を望めそうな産業は、ほぼ育成して育てていくのが賢明である。だから、市場メカニズムは完全ではないんだけど、料金収入があってもそれを財政で補完していく。そういう産業、分野というものが必ずあるわけです。そうすると、料金が取れる所を全て民営化しろ、と言うと、そういう所を排除するとなると、かなり財政の基本的な役割を放棄するというか、つまり今の小泉改革では、日本道路公団を民営化するという美しい話なんですけれども、やはり時流に乗り過ぎてしまっていて、もう少し冷静に本当に必要であるものと、本当は料金を取れるんだけど、ちゃんと財政で補助をして、そういうものをやっていくべきで、白黒をはっきりつけていくことが大事だと思うんです。

ただこの一文を読んで、少しびっくりしてしまいましたので、その辺をちょっとお聞かせください。

## 事務局

ここに書いてあるものをその通りに読んでしまうと、今、委員のおっしゃられたように、少しハレーションを起こすような形に受け取られるかもしれませんが、下のフローを見ていただきますと、民間の方に持っていくというものも、ただ単純に民間に持っていくのではなくて、営業的には民間がらみにはできないというものも当然出てきますので、そういったものについては民間に対しては補助金などを出して、この事業を遂行させるとか、料金を取るものでも法令的に規定されているものなどもございますので、こういったものは逆に市で直接やるような所に持っていく形で、ある程度弾力を持ち、作業をしていかなければならないと思います。

今回の作業は ~ に選別する一定のルールを一回作り、各事業をそのフローにより検証しています。その中で当然政策的な判断が必要ということで他に移る可能性もあります。

そういう意味で今回作成するフローは少し弾力を持って考えてもいいのかな、ということとは考えております。

## 委員

上の文章が「かなり受益者負担以外は考えられない。」という風にしか読めないわけです。つまり利益説というか、能力説と受益者負担を考えて、それと能力説を排除して受益者負担の原則で貫くんだ、と書かれると、やはり所得能力がある人はそれ相応の負担をすべきではないかと。こういう風になると、あまりにも受益者負担、つまり受益を受ける人は必ずお金を払え、「ただ乗りは許さん。」という風に文章で出された時に、やはりある貧困層の人からすると、私は公共サービスを受ける権利がないと言うんですか、となってしまう

と思うんです。

### **委員長**

だから図を見ても、やはり最初から料金が徴収できるものという図の中で、今度市内のマーケットを考慮をして、市場原理が的確に働いていないというような書き方で、では市内のマーケットがあれば、ある面言えば、この部分がなくなってしまうわけでしょう。だから、もっと市場原理だけでは行かない領域という形で設定した方がいいわけで、なんていうのは、果たしてこういう図式になるんでしょうか。むしろそうではなくて、小山先生がおっしゃるように、右側から持ってくる部分もあると思うんです。市場原理だけでは機能しませんというところで、料金を取っても…。

だから、気持ちはわかるんですが、考え方全体をもう少し練り直した方がいいのではないのかな、という感じがします。ただ、矢印はもっと複雑になるはずです。

### **委員**

真中の下の方にある、行政が行わなければならない事務事業かどうかというところが、フローの一番上に来るのではないのでしょうか。そこから分かれていって、下の方で料金徴収などが出てくると思います。最初に、やはり行政で行われるべきものなのか、そうでないものなのか、やはり一部は手助けが必要なものなのかという分け方が、一番最初に来ないと、なんとなくちょっと先生が言われたように、経済効率性が、という方向に走ってしまうことになると思います。必要かどうかという判定が真っ先にくるのではないのでしょうか。

### **委員長**

その辺は理論的な問題も含めて整理していただきたいと思います。

### **事務局**

最初からこの形ではなかったんです。先ほど担当から説明しましたけれども、やりながら変わっていている部分もありまして、この方法自体が的確かどうかというのを作業しながら、検証しているということです。

### **委員長**

ただ、やはり確かに経済学の原理からすれば、ちょっと問題だな、という部分がありますよね。

### **委員**

ちょっと問題ですね。だから要は、行政の守備範囲ということで行政がやらなければならない分野はどのような分野か、ということをやろうとしているわけでしょう。だから、単

純に言うと、補助金を出すか、出さないかというのならこれでいいんです。ただ、行政の守備範囲まで大きくすると、このフロー図はちょっと乱暴すぎると思います。

### 委員長

そうですね。是非もう少しお考えになっていただければと思います。  
あと、どうでしょうか。

### 委員

これは参考までになんですが、できればいいのですが、このフローで24の事業評価をしたというんですが、 に該当するのが4件ありますが、どんなものがありますか。

### 事務局

例えば、今、市民の交通傷害保険というものを市でやっていますが、こういう事業は民間サイドでも今、いろんな保険が出てきています。現在の事業は昭和40年代の前半に、1日1円、年間360円で始めた交通傷害保険が掛け金など少し内容を変え、それがずっと引き継がれています。今はいろいろな保険が民間から出ておりますから、それをあえて市でやる必要はないのではないかと。

あとはふれあい温泉事業ということで、70歳以上の方に、年10回市内の温泉に入ってもらおうということで、助成をしている事業があります。これも、特に行政の政策判断として、又福祉政策として実施するというのであれば一定の意味合いも出てきますが、温泉というものは近くにたくさん民間でありますから、市がわざわざそういう政策を策定しなくても、まっすぐこちらでできるのではないだろうかというような意見もありました。

### 委員長

まさにそこは問われるような気がします。やはり高齢者福祉政策の中の一環として、介護予防にもつながるし、だから、もう少し行政の守備範囲といった時に、受益者負担の料金の問題が全体にあるから、そういう議論が出てきてしまうのかなという気がします。ですから、もう少しその辺を捕らえ直しされた方がいいような気もします。

### 委員

今の2つの例で言えば、保険は行政が行わなければならない事業かと言ったら、そんなことはない、という風に結論が出ると思うんです。不便性になればどうかということになります。そんなことはないという結論にはならないかもしれないですね。もしかしたら、やった方がいいということもなると思います。

## 事務局

福祉とか教育関係では、こういう事例がこのフローでいくと、単純に左側の一番に来るのがあります。例えば、福祉バス事業という事業がありまして、老人クラブとかそれに類する団体が親睦で、温泉に行くといった事業には、バスを無料で貸付をする事業があります。そういったバスなどは、民間会社でバスを貸しているだろうと。なんで、市でそこまでやらなければならないのか。もう少し違うものに税金を回した方がいいのではないか、という意見も出てきます。

今後は、フローで原則民営化に来るものも、最終的には政策判断がまた出てきますから、そのところでどのようにやっていくかというのは、これからまた検討していかなくてはならないと思っております。

## 事務局

誤解していただきたくないんですけども、あくまでもこのフローが有効かどうかを判断するために、仮にやっていることですから。今、お話したことが政策評価として結論で、福祉バスは市として、いらぬんだと言っているわけではないんです。仮に評価をしてみても、これは本当に機能するんだろうかということです。

## 委員長

分かりました。ただ、フロー全体を見直した方がいいのではないのでしょうか。あとは、どうでしょうか。

大体、よろしいでしょうか。本格的な議論は次回ということになりますが、委員会のこれからの予定もあるものですから、できましたら、これからプロジェクトチームも推進チームも更に会議等を積み重ねて、もちろんそれぞれの推進チームごとの、あるいは各検討部会ごとの温度差はあると思いますが、今よりは具体的な提案がなされるのが、10月下旬になるだろうということですので10月下旬から11月上旬にかけて、できましたら2回ほど本格的な議論をしたいと思うんです。今日は質問を受けるような形ですし、次回は各プロジェクトチームがもう少し進みますので。ですから、日程をある程度押さえておいた方がいいのではないかとことなんです。みなさん、どうでしょうか。10月下旬から11月上旬頃で2回ほど時間が取れるでしょうか。

そのうちの2回やるということです。

それでは今日は、非常に手際よく行きまして、次回は本格的な議論をするということで、今日はこれで終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。